

公立大学法人岐阜県立看護大学の第3期中期目標（案）の概要

（1） 目標の概要

<根拠法令等>

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条の規定により、設立団体の長（知事）が、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示するもの。

<中期目標期間>

中期目標期間は6年間（法第78条第1項）

現在の第2期中期目標（目標期間：平成28年度～平成33年度）が令和3年度末で期間満了となるため、見直しを行い、第3期中期目標（同：令和4年度～令和9年度）を策定する。

<中期目標において定める事項>（法第25条第2項、法第78条第2項）

1. 中期目標期間（6年間）
2. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
3. 業務運営の改善及び効率化に関する事項
4. 財務内容の改善に関する事項
5. 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
6. その他業務運営に関する重要事項

<策定手続き>

県評価委員会及び法人からの意見聴取の後、当該意見に配慮のうえ、県議会の議決を経て公表する。（法第25条第1項及び第3項、法第78条第3項）

（2） 今後のスケジュール

令和3年	7月	県評価委員会に対して、中期目標（案）の提示
令和3年	8月	県評価委員会から中期目標（案）についての意見の聴取 パブリックコメントの実施 法人からの意見聴取
令和3年	11月	県評価委員会に対して、中期目標（案）の最終報告
令和3年	12月	県議会議決・法人へ指示

(3) 策定の方向性

<背景>

近年、医療の高度化・専門化や疾病構造・人口構造の変化により、看護職者には高度な知識・技術、変化や多様なニーズに対応できる能力が求められている。また、県内においては看護系大学が増加し、県民への質の高い看護提供の可能性が高まる一方で、学生確保・教員確保等における大学間競争が激しさを増している。

<方向性>

こうした状況の中、岐阜県立看護大学が開学して以来、蓄積してきた教育研究活動、地域貢献活動の実績を踏まえ、一層堅実な教育・研究を推進するとともに、高い付加価値を生み出すことができるよう第3期中期目標においては以下の点を重点的に求める。

- ①人々の健康増進を目指す看護の質の向上に着実に貢献できる人材の育成
- ②看護学及び看護実践の改善、改革において、リーダーシップ能力を発揮できる高度看護人材の育成
- ③卒業者、修了者へのキャリア支援及び能力発揮支援の充実
- ④県内看護職者の生涯学習の中核機関としての役割推進による地域貢献の更なる充実
- ⑤国内外の大学との学術交流等による魅力ある教育研究環境づくり
- ⑥運営基盤である事務局の事務実施体制の強化

第3期中期目標における主な追加事項（案）

【第2 教育研究の質の向上に関する目標】

1. 入学者選抜方法の改善（①）

看護系大学間競争が激化する中でも、アドミッションポリシーに基づく学生を確保していくために必要。

2. 効果的な教育を実現するための学修環境の整備（①）

自主学修の推進及びウィズコロナ・ポストコロナにおけるICT環境の整備や、大学院での学修と就業の両立のための遠隔教育システムの整備が必要。

3. 学生のキャリア支援（③）

各種資格取得のための支援、大学院への修学の支援等、学生の看護職者としての専門性の向上につながる支援が必要。

4. 修了者が高度専門職業人として活動を推進できるよう支援（②・③）

修了者がより実践的かつ応用的な能力を備えた高度専門職業人としての活動を推進できるよう支援することが必要。

5. 看護実践研究指導事業の充実（②・④）

県内看護職者のレベルアップの貢献に期待。

6. 研究科の生涯学習中核機関としての役割の発揮（④）

研究科が県内看護職者の生涯学習の中核として役割を発揮し、質の高い看護が研究開発されていくことを期待。

7. 若手教員の能力開発 (⑤)

他大学との交流研修などを通じ経験値を高め、質の高い看護教育・研究へ還元し、持続的に大学教育が発展していくことを期待。

8. 卒業者、修了者との協働体制の強化 (①・②)

県や保健医療機関等との連携体制を継続しつつ、卒業生及び修了者との協働体制を強化することで、看護人材育成への寄与を期待。

【第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標】

1. 内部統制システムによる業務運営の適正化の確保 (⑥)

地方独立行政法人法の一部改正で内部統制の体制整備が規定され、強靱なガバナンス体制を構築する必要がある。

2. 職員の評価制度の効果的な活用 (⑥)

第2期中期目標期間で評価制度が試行を経て実施されており、適切な運用及び効果的な活用が必要。

3. 事務実施体制の充実、強化 (⑥)

教育、研究、地域貢献の目標を達成するための取組みをより効果的に実施するために、基盤となる事務局の事務実施体制の強化が必要。

4. 業務見直しや事務処理改善による事務の効率化 (⑥)

経営機能の強化に係る業務遂行を継続的に行うために、計画的に業務の見直しやデジタル化等、業務改善を進める必要がある。

【第4 財務内容の改善に関する目標】

自己収入の確保に向けた取組みの強化 (⑥)

自己収入を継続的に確保し、安定的な財務基盤を確立するために必要。

【第6 その他業務運営に関する重要目標】

感染症対策などの安全・衛生対策 (⑥)

新型コロナウイルス感染症を契機として、感染症に対する万全な対策と体制の整備が必要。